



不採算地区病院への特別交付税財政措置拡充

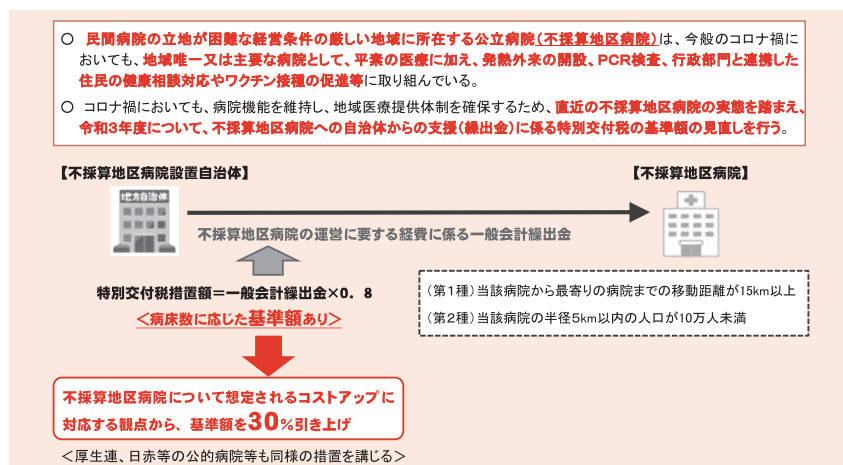
城西大学経営学部教授 伊関友伸

2021年5月28日の 総務省準公営企業室の通知

2021年5月28日、総務省自治財政局準公営企業室は「不採算地区病院等に対する財政措置の拡充について」という事務連絡を行った。内容は「過疎地等の経営条件の厳しい地域の医療を担う不採算地区病院等について、今般の新型コロナウイルス感染症のまん延が続く中においても、その機能を維持し、当該地域における地域医療提供体制を確保する観点」から、2021年度分の特別交付税措置の拡充を行うというものである。

図1は、通知における財政措置拡充に関する説明図である。拡充の理由として、「民間病院の立地が困難な経営条件の厳しい地域に所在する公立病院（不採算地区病院）は、今般のコロナ禍においても、地域唯一又は主要な病院として、平素の医療に加え、発熱外来の開設、PCR検査、行政部門と連携した住民の健康相談対応やワクチン接種の促進等」に取

図1 経営条件の厳しい地域に所在する公立病院への財政措置の拡充（概要）



総務省準公営企業室資料より作成

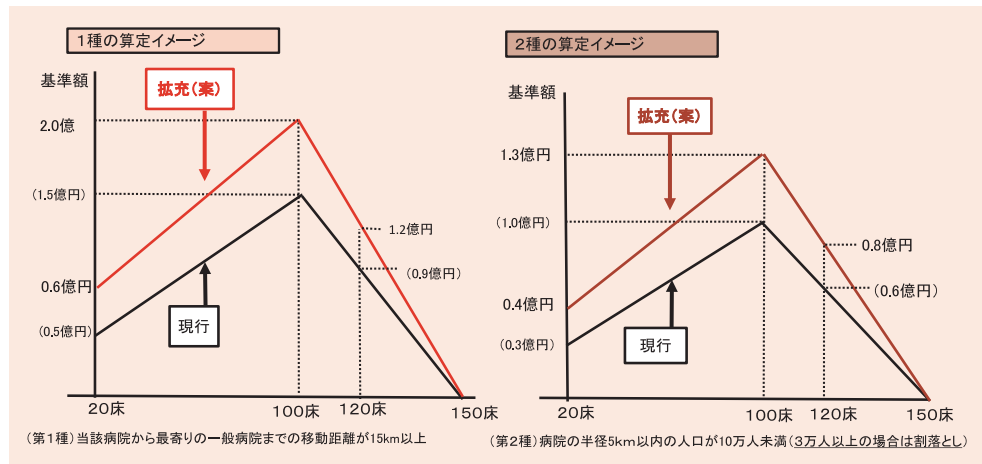
り組んでいる」「コロナ禍においても、病院機能を維持し、地域医療提供体制を確保するため、直近の不採算地区病院の実態を踏まえ、

具体的な措置

不採算地区病院への具体的な財政措置はどのようなになっているか。不採算地区病院には2種類あり、第1種不採算地区病院は、当該病院から最寄りの一般病院までの移動距離が15km以上あることが要件となる。第2種不採算地区病院は、当該病院の半径5km以内の人口が10万人未満の病院が対象となる（人口3万人以上10万人未満の場合は単価を減減）。図2は基準額の増額の状態を示したものである。稼働病床が対象となり、1000床をピークにして、財政措置がなされている。

令和3年度について、不採算地区病院への自治体からの支援（繰出金）に係る特別交付税の基準額の見直しを行う」とする。基準額は、想定されるコストアップに対応する観点から30%と大幅な引き上げになっている。なお、厚生連、日本赤十字社などの公的病院、社会医療法人に対する地方自治体の財政支援にも同様の特別交付税の措置が講じられている。

図2 不採算地区病院等に対する財政措置の拡充について



総務省準公営企業室資料より作成

なお、不採算地区病院については、自治体本体からの実質的な繰入れを確保するため、特別交付税の措置額は、一般会計繰出金×0.8の金額と病床数に応じた基準額を比べて低い金額が措置額となる。繰出基準を超えた他会計繰出金の問題になりやすいが、繰出基準に満たない過少繰入れ自治体も多いための措置となっている。

2020年度の不採算地区にある中核的自治体病院に対する特別交付税措置創設

『市政』2020年8月号の筆者コラム「不採算地区の病院への交付税措置を考える」でも紹介したが、2020年度には不採算地区にある中核的な自治体病院に対する特別交付税措置が創設された。前述の不採算地区の財政措置の要件は病床数が150床未満であることが要件のため、150床を超える病院は財政措置の対象とはならなかった。へき地などに立地し、二次救急患者の受け入れや災害の拠点となる中核的な自治体病院は病床数が150床を超えることが多く、財政措置の対象外となっていた。このため、不採算地区に所在する100床以上500床未満の許可病床を有する自治体病院で、①都道府県の医療計画において二次か三次の救急医療機関として位置付けられていること、②へき地拠点病院または災害拠点病院の指定を受けている場合に、特別交付税の財政措置がなされることになった。なお、中核的な自治体病院については、2021年度の特別交付税の財政措置拡充の対象外となっている。

何よりも病院の経営改善が重要

このように、総務省は地方の人口減少地域にある自治体病院などの医療機関を守るとい

う姿勢を明確に示している。とはいえ、不採算地区病院の特別交付税の財政措置が拡充されたとしても、病院独自に経営改善の試みを行い、持続可能で安定的な自治体病院の経営を確立することが重要である。地方の病院の経営改善に大切な視点を提示すると、将来に向けた投資の必要性である。建物が老朽化しているのであれば、可能であれば過疎債と企業債を組み合わせ、ローコストで職員が勤務しやすい新病院を建築する。その際は、感染防止と患者の利便性から全室個室とし、個室料を取らない。さらに若い職員を積極的に採用することも重要である。

筆者の関わった病院では、看護師や医療技術職の初任者調整手当を創設し、給与の上乗せを行っている。自治体病院を地域の若者の重要な雇用先、地域の貴重な産業と考えるべきである。

筆者プロフィール

伊関友伸 (いせき ともし)

1987年埼玉県入庁、県民総務課、大利根町企画財政課長、県立病院課、社会福祉課、精神保健総合センターなどを経て、2004年城西大学経営学部准教授、2011年4月同教授。研究テーマは、行政評価、自治体病院の経営、保健・医療・福祉のマネジメント。総務省公立病院に関する財政措置のあり方等検討会委員など、数多くの国・地方自治体の委員等を務める。著書に「まちに病院を!」(岩波ブックレット)「自治体病院の歴史 住民医療の歩みとこれから」(三輪書店)などがある。